

JR東労組盛岡

No. 21
2019年10月15日
東日本旅客鉄道
労働組合
盛岡地方本部

〒020-0045
盛岡市盛岡駅西通二丁目16番31号
発行人 佐々木克之
編集人 情宣部
NTT 019-623-1011 FAX 019-624-0157
JR 033-2238・2239 FAX 033-2230

盛地申 第3号 「盛岡支社・秋田支社における乗務員基地再編の概要について」団体交渉開催

第1項 本施策における弘前運輸区へ異動した社員については、盛岡支社エリア採用社員が盛岡支社外への異動であることを考慮した人事運用とすること。

回答 社員の異動については、任用の基準に則り取り扱うこととなる。

(組合) エリア内での異動が基本であることは解明交渉時に議論したが、今回は施策に伴っての支社外への異動となる為、我々とすれば基本ではないという認識だが会社認識は。

【会社】 施策に伴う職場廃止は今後もあり得る。働く場所を確保する意味でも支社間異動はあり得るので基本や特殊ということではない。あくまで業務上の必要性である。人事異動の考え方は盛岡支社内を基本としつつも、場合によっては秋田支社で活躍する機会もある。今回は丁寧な面談を行い、家庭環境を把握したうえで異動してもらった。3月にも数名異動となるので丁寧に面談していきたい。

(組合) 同じ支社間異動でも公募制等と施策に伴ってではキッカケや種類が違うのではないか。

【会社】 公募制異動と今回は性質やキッカケは違う。しかし、支社間異動したという事実は同じである。

(組合) 現場や弘前運輸区へ異動した10名の認識は盛岡支社エリアで採用されたので盛岡支社エリア内で働くことが基本と認識している。我々の認識が間違っているのかハッキリさせてほしい。

【会社】 盛岡支社で活躍してもらうことが前提で採用されているので、それが基本ではあるが、業務上の必要性で今回は支社間異動をしてもらったということになる。

支社間異動は特殊ではないが、公募制異動とは性質が違うことを確認!

第2項 本施策における弘前運輸区へ異動した社員については、盛岡支社としても面談内容や本人希望を把握し、生活設計を最大限考慮すること。また、本人の生活設計と希望に則り盛岡支社への再転籍を可能とすること。

回答 社員の異動については、任用の基準に則り取り扱うこととなる。

(組合) 解明交渉時も議論し、人事課同士のやり取りはあること、気にかけて見ていく回答をいただいた。

【会社】 将来設計の中で盛岡支社に戻りたいと希望する方もいると思う。秋田支社内での異動も当然ありうるが、希望も含めて秋田支社でしっかり把握してもらうことが前提。家庭環境も踏まえ支社間異動した方が良く秋田支社が判断すれば情報連携はしていく。

(組合) エルダー社員も通勤事情を考慮することや、希望先が無いから退職せざるを得ない状況は避けなくてはならない。

【会社】 秋田支社エリアでエルダーとして活躍してもらいたいという思いはあると思うが、盛岡支社エリアへの希望があれば連携して探していく。希望がある限り探す事は会社の努めであり、変わらない。

(組合) 異動した10名の思いや認識があるので、その中で秋田支社の人事運用をしてもらいたいという思いがある。盛岡支社としてもお願いをしてほしい。

【会社】 秋田支社としても盛岡支社から10名来てくれた事は受け止めているし、そこについて蔑ろにしている。盛岡支社の経歴を蔑ろにすることなくしっかり向き合っていく。

人事運用に関して秋田支社が責任を持つことが前提としつつ盛岡支社の経歴を蔑ろにすることなく必要な連携をしていく事を確認!